

第1章 総 則

第1節 計画の方針（共通）

第1項 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「東南海特措法」という。）第6条第1項の規定に基づき、名張市防災会議が、名張市の地域に係る災害（風水害等の災害及び地震災害）に関し、市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等に関する事項を定め、市、指定地方行政機関、指定公共機関等の行う防災活動及び住民が自ら展開する自主防災活動など、自助、共助、公助が有機的に結合し、総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって地域社会の安全と市民福祉の確保を図ることを目的とする。

第2項 計画の基本方針

この計画は、東南海特措法第6条第1項に規定する東南海・南海地震防災対策推進計画を含むものであり、市及びその他の防災関係機関並びに市民の役割と責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互の防災対策を緊密かつ円滑に推進するための基本的大綱を示すもので、その実施細目については、各機関ごとに具体的な活動計画を別に定め、万全を期するものとする。なお、各機関は、この計画の習熟に努め、併せて地域住民に周知徹底を図るものとする。この計画の構成及び内容は次のとおりとする。

第1章 総則

計画の目的や構成、習熟と修正、防災理念を定める。

第2章 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度にとどめるための基本的な計画とする。

第3章 災害応急対策計画

災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合に災害の発生を防御し、又は災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に推進し、災害の発生及びその拡大を極力防止するための基本的な計画とする。

第4章 災害復旧計画

市民の生活安定のための緊急措置及び公共施設の災害復旧及び災害復興を行うための基本的な計画とする。

第5章 東海地震防災応急対策

東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合にとるべき地震防災体制、地震防災応急対策に係る措置等を定め、市域における地震防災体制の確立を図るための基本的な計画とする。

第3項 計画の修正と習熟

本計画は、基本法第42条の規定に基づき、社会情勢の変化に応じて常に実情に合ったものとするため、毎年検討を加え、必要があるときは市防災会議に諮り修正するものとする。なお、修正にあたっては、原則として次の手順で行う。

- 1 市防災会議は、関係機関の意見を聞き、防災計画修正（案）を作成する。
- 2 市防災会議は、作成した防災計画修正（案）について基本法第42条3項の規定により県知事と協議する。

- 3 市防災会議は、会議を開催し、防災計画を審議、決定する。
- 4 基本法第42条第4項の規定に基づき、市民等にその要旨を公表する。
なお、公表の手段としては、広報紙等により周知するものとする。
又、この計画は、市職員及び防災関係施設の管理者、その他関係機関に周知するとともに、市民及び事業者の協力のもとその実現を図る。

第2節 防災関係機関の責務と業務の大綱（共通）

第1項 実施責任

1 市

市は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、県の地域における防災対策を推進するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務または業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その他業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2項 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 市防災会議及び市災害対策本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報
- (10) 地域住民に対する避難勧告又は指示
- (11) 被災者の救助に関する措置
- (12) ボランティアの受入れに関する措置
- (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (14) 被災市営施設の応急対策
- (15) 災害時の文教対策

- (16) 災害時の交通及び輸送の確保
- (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施
- (18) 管内の公共団体が実施する災害応急対策等の調整
- (19) 地震防災応急計画の作成指導及び届出の受理
- (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施
- (21) その他災害発生の防御及び拡大防止のための措置
- (22) 関係機関への応援要請

2 県

- (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
- (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の市民に対する広報
- (9) 被災者の救助に関する措置
- (10) ボランティアの受入れに関する措置
- (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (12) 被災県営施設の応急対策
- (13) 災害時の文教対策
- (14) 災害時及び警戒宣言時の混乱防止、その他公安の維持
- (15) 災害時の交通及び輸送の確保
- (16) 自衛隊の災害派遣要請
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整
- (19) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理
- (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業を行ふ。
- (21) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

3 指定地方行政機関

(1) 中部管区警察局

- ア 管区内各警察の災害警備活動の指導・調整
- イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携
- ウ 管区内各警察の相互援助の調整
- エ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制
- オ 情報の収集及び連絡

(2) 財務省東海財務局

- ア 災害復旧事業における職員の査定立会
- イ 災害応急復旧事業等のための災害つなぎ資金の短期貸付措置
- ウ 災害復旧事業財源に係る財政融資資金の措置
- エ 管理する国有財産の無償貸付等の措置

オ 金融上の諸措置

(3) 東海北陸地方厚生局

- ア 災害状況の情報収集、連絡調整
- イ 関係職員の派遣
- ウ 関係機関との連絡調整

(4) 東海農政局

- ア 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（地すべり防止区域内の農地区域に限る）等の国土保全事業の推進
- イ 農作物、農地、農業施設等の被害状況に関する情報収集
- ウ 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導
- エ 被災地における農作物等の病害虫防除応急措置に関する指導
- オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導
- カ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置
- キ 農林水産省の保有する土地改良機械の地方公共団体への貸付け等
- ク 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導
- ケ 応急用食料等（米穀・乾パン）の供給に関する連絡調整
- コ 応急用食料の供給支援にあてる在庫量の調査、調達・供給体制の整備
- サ 小売店の巡回点検により、食料の需給、価格等の動向に関する調査を、新消費者総合対策に基づき実施
- シ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置

(5) 東海農政局三重農政事務所

- ア 米穀卸売業者に対する知事又は知事の指定する者への精米の売却に関する指示（知事の供給要請による）
- イ 知事又は知事の指定する者への政府米売却又は出荷業者等に対する米穀の売却に関する指示
- ウ 国が災害対策用として備蓄している乾パン及び乾燥米飯の被災地に対する緊急輸送措置
- エ その他、県外の米麦加工食品製造業者（パン、麺類、米飯、即席食品等）が保有または製造する食料品の供給に関する協力

(6) 近畿中国森林管理局

- ア 防災を考慮した森林施業
- イ 国有保有林、治山施設及び地すべり防止施設の整備
- ウ 国有林における予防治山施設による災害予防
- エ 国有林における荒廃地の復旧
- オ 災害対策用復旧材の供給
- カ 林野火災予防対策

(7) 中部経済産業局

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡
- イ 電力、ガスの供給の確保に関する指導
- ウ 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧用資材等）の適正価格による円滑供給を確保するための指導
- エ 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置

(8) 中部近畿産業保安監督部

- ア 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に関する監督指導

イ 鉱山に対し保安を確保するための監督指導を行い、災害が発生した場合には、検査官を現地に派遣し、保安に関し適切な措置をとらせるよう指導

(9) 中部運輸局三重運輸支局

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
- イ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督
- ウ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督
- エ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導
- オ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するための、関係運送事業団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備
- カ 特に必要があると認める場合の自動車運送事業者に対する輸送命令

(10) 津地方気象台

- ア 気象、地象、水象の観測とその資料の収集
 - 県内の気象官署、地域気象(雨量)観測所、県、国土交通省、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、海上保安庁及び電力会社等で観測しているこれらの資料を集めること及び気象台関係の観測資料の通報を行う。
- イ 気象、地象(地震及び火山を除く。)洪水等の予報・警報の発表及び公衆への周知
 - 公衆への周知にあたっては、報道機関に協力を求める。また、上記の予報及び警報の発表を行ったときは、県、県警察本部、NHK津放送局、西日本電信電話株式会社、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所、国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所、JR東海運輸営業部、中部電力三重支店、近畿日本鉄道鉄道事業本部名古屋輸送統括部運転車両部運転課、三重交通及び各民間報道機関等に速やかに通報する。警戒の必要がなくなった場合も同じ。
- ウ 県外気象官署との連絡
 - 名古屋、大阪、奈良、和歌山、彦根及び岐阜等の各気象官署と緊密な連絡をとり、常に異常気象、地象及び水象等の現況の把握に努める。
- エ 防災会議に対する異常気象、地象及び水象等の解説
 - 必要に応じ、台員を派遣し、これらの状況の解説を行う。
- オ 東海地震に関する情報の通報並びに周知
- キ 地震に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表

(11) 東海総合通信局及び近畿総合通信局

- ア 災害時に備えて電気通信施設(有線通信施設及び無線通信施設)整備のための調整及び電波の統制管理
- イ 災害時における電気通信確保のための応急対策及び非常通信の運用管理
- ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査
- エ 各種非常通信訓練の実施、又は指導
- オ 非常通信協議会の育成指導
- カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与

(12) 三重労働局

- ア 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督の実施
- イ 事業場における労働災害発生状況の把握
- ウ 労働災害と認められる労働者に対し、迅速、適正な保険給付等の実施

(13) 中部地方整備局及び近畿地方整備局

- ア 災害予防
 - (ア) 所管施設の耐震性の確保
 - (イ) 応急復旧資機材の備蓄の推進

- (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用
 - (オ) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備に関する計画・指導及び事業実施
 - (カ) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画及び事業実施
- イ 応急・復旧
- (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
 - (エ) 情報の収集及び連絡
 - (オ) 要請に基づき、中部地方整備局及び近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動

4 指定公共機関

(1) 西日本電信電話株式会社三重支店

- ア 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行
 - (ア) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
 - (イ) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
 - (ウ) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置
- イ 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
- ウ 警戒宣言、地震予知情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与
- エ 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備

(2) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海三重支店

- ア 災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行
 - (ア) 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
 - (イ) 非常時における携帯電話回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
 - (ウ) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置
- イ 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
- ウ 警戒宣言、地震予知情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与

(3) KDDI 株式会社中部支社三重支店、au 三重支店

- ア 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
- イ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
- ウ 被災通信設備の早急な災害復旧措置
- エ 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡

(4) 日本銀行名古屋支店

- ア 災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、次の措置をとる。
 - (ア) 金融機関の手許現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助

を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

- (イ) り災金融機関に早急な営業開始を要請するとともに、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請する。
- (ウ) 金融機関相互間の申合せにより次の措置を実施するよう要請する。
- a り災者の預貯金について、実情に即する簡易な確認方法による払戻し及び定期預金等の期限前解約
 - b 手形交換については、交換開始時刻、交換戻済時刻、不渡手形返還時刻の変更及び一定日までのり災関係手形等に対する不渡処分の猶予並びに不可抗力により支払期日の経過した手形交換持出の容認
 - c 災害関係融資について実情に即した措置
- (エ) 損傷銀行券及び貨幣の引換のための必要な措置をとる。
- (オ) 国債を減紛失した顧客に対し、日本銀行名古屋支店及び最寄りの日本銀行代理店は相談に応じる。
- (カ) 日本銀行代理店及び取引官庁との連絡を密にし、国庫事務を円滑に運営するための必要な措置をとる。
- (キ) 上記措置については、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。
- イ 警戒宣言が発せられたときは、預貯金払戻等の混乱発生の未然防止のための具体策につき関係機関等と協議し、金融機関が所要の事前措置をとりうるよう協力する。

(5) 日本赤十字社三重県支部

- ア 災害時における医療、助産及びその他の救助
- イ 災害救助等に関し各種団体又は個人がなす災害救助の連絡調整
- ウ 救助物資の配分
- エ 義捐金の募集及び分配
- オ 警戒宣言の発令に伴う、医療、救護の派遣準備の実施

(6) 日本放送協会津放送局

- ア 市民に対する防災知識の普及及び各種予警報等の報道による周知
- イ 市民に対する情報、対策通知、ニュース及びお知らせの迅速な報道
- ウ 警戒宣言、地震予知情報等の放送による社会的混乱防止のための市民への周知

(7) 独立行政法人水資源機構

- ア 水資源開発施設等（ダム、調整池等）の機能の維持及びこれらの施設の災害復旧の実施
- イ 警戒宣言発令時における防災本部の設置及び地震防災、応急対策の推進

(8) 中部電力株式会社三重支店

- ア 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
- イ 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施
- ウ 地方自治体、警察本部、関係会社、各電力会社等との連携
- エ 発災後電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案
- オ 電力供給施設の早期復旧の実施
- カ 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施

(9) 郵便事業株式会社東海支社、郵便局株式会社東海支社

- ア 災害時における郵政事業運営の確保
- イ 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり災害特別事務の取扱い及び援護対策を実施
 - (ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
 - (イ) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とした小包郵便物の料金及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免

除

- (ウ) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い
- (エ) 郵便為替による義捐金の送金料金の免除の取扱い
- (オ) 被災地域の地方公共団体の申請に応じ、簡易保険積立金の短期融資
- (カ) 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の免除
- (キ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (ク) 被災地の実情に応じ、通信病院から医療救護班を派遣
- (ケ) 民間災害救助団体に対する災害ボランティア口座寄付金の公募

(10) 独立行政法人 国立病院機構

- ア 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれをお出動させ、被災者の医療措置
- イ 所管する国立病院機構の病院をして、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療
- ウ 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所をして医療救護班の活動支援

5 指定地方公共機関

(1) 名賀医師会

- ア 医師会救護班の編成並びに連絡調整
- イ 医療及び助産等救護活動

(2) 報道機関（日本放送協会津放送局を除く）

日本放送協会津放送局に準ずる。

(3) 一般乗合旅客自動車運送事業会社（三重交通株式会社等）

- ア 災害応急活動のための県災害対策本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分
- イ 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送
- ウ 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送

(4) 三重県トラック協会

災害応急活動のための県災害対策本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車

(5) 鉄道事業者（近畿日本鉄道等）

- ア 災害により線路が不通となった場合の自動車による代行輸送または連絡他社線による振替輸送
- イ 線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理

(6) ガス事業者（都市ガス事業者及び三重県LPGガス協会）

- ア 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施
- イ 供給設備及び工場設備の災害予防および復旧を実施し、需要者に対する早期供給

6 自衛隊

- (1) 要請に基づく災害派遣
- (2) 関係機関との防災訓練に協力参加

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会議所、商工会等）

災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施、並びに必要資機材及び融資あっせんに対する協力

(2) 文化、厚生、社会団体（日赤奉仕団）

被災者の救助活動及び義援金の募集等について協力

(3) 危険物施設等の管理者

市町等の防災機関と密接な連絡、並びに危険物等の防火管理の実施

(4) 土地改良区

防災上危険と考えられる樋門、水路又は老朽ため池等施設の整備又は復旧工事の施工、並びに防災管理の実施

8 自主防災組織、区・自治会及び地域づくり組織等

(1) 地域における災害予防

(2) 避難時における地域活動

(3) 災害時における地域の初期防災活動

第3節 市民の責務と事業所の役割（共通）

市及び関係機関が実施する防災対策には限界があることから、市民及び事業所は、基本法第7条「住民等の責務」に基づき積極的に防災に寄与するよう努めなければならない。

第1項 市民の責務

市民は、「自らの命は自ら守る」という防災の原点に立ち、積極的に防災対策に努めるとともに、地域の一員として「自分たちのまちは、自分たちで守る」という連帯感のもと、地域の防災に寄与しなければならない。

1 自己管理

災害に備えて食料、飲料水等の備蓄や建築物の補強、家具等の転倒防止措置等を自ら実施するよう努める。

2 地域への協力

地域住民が協力して救助、初期消火等の応急対策活動が実施できるよう、地域の実情に即した自主防災組織の結成に努める。

3 市及び関係機関への協力

市及び関係機関が実施する防災に関する事業及び災害発生時の救助・救援等の応急対策活動に協力する。

第2項 事業所の役割

事業所は、事業所内の防災体制の充実を図るとともに、地域の一員であることを自覚し、積極的に地域の防災に寄与するよう努めなければならない。

1 自己管理

災害発生に備えて防災体制の充実を図り、事業所内の従業員、利用者等の安全確保に努める。

2 地域への協力

積極的に地域の防災体制に協力し、地域の防災に寄与するよう努める。

3 市及び関係機関への協力

市及び関係機関が実施する防災に関する事業及び災害発生時の救助・救援等の応急対策活動に協力する。

第4節 名張市の特質と既往の地震災害（震災）

第1項 位置・地勢

名張市は、北緯34度37分、東経136度6分の三重県の西部、上野盆地の南西部に位置し、東西10.6キロメートル、南北13.2キロメートル、総面積129.76平方キロメートルで、人口約8万3千人を擁しており、北部は伊賀市（旧上野市）、東部は伊賀市（旧青山町）と津市（旧美杉村）に、他の二方は奈良県に接している。

本地域の地形は、中央部の名張盆地とそれを取り囲むように位置する山地で特徴づけられる。なお、標高は、最高883メートル、最低162メートルで、全市域のうち南部地域のおおむね3分の1に当る38.9平方キロメートルが室生・赤目・青山国定公園に指定されている。また、市内には名張川、宇陀川、青蓮寺川が貫流し、木津川を経て淀川に合流し、大阪湾に注いでいる。

第2項 地質・地盤

名張市に分布する地質は、領家コンプレックス・花崗質岩類・第三紀層及び第四紀層からなる。領家コンプレックス及び花崗質岩類は領家片麻岩、塩基性岩類、黒雲母または両雲母花崗岩及び花崗閃緑岩からなり、当地域の山地部に広く分布する。

第三紀層は中新統に属する山粕層群とこれを被う曾爾層群であり、山粕群層は硬い礫岩よりなり南西部の山地に小規模に分布する。曾爾層群は小長尾礫層、ふろの谷層、室生火山岩に区分されるが、小長尾礫層はなく、凝灰岩及び凝灰角礫岩からなるふろの谷層が中央南に小規模に分布し、これを被って流紋岩質溶結凝灰岩からなる室生火山岩は南部の山地部に大規模に分布する。また、本市の北部の丘陵地には古琵琶湖層群に属する伊賀夾炭層が広く分布し、伊賀粘土層及び永谷砂泥互層よりなる。

第四紀層は洪積層と沖積層に区分され、前者は段丘堆積層、扇状地堆積層及び崖錐堆積層からなる。後者は沖積平野及び現河床等の堆積物である。

当地域の構造線としては西田原、丸山にかけ北東－南西方向に延びて北西に傾き、名張地域と伊賀地域の境をなす名張断層があり、北側の領家コンプレックスは逆断層で南側の伊賀夾炭層と接する。

第3項 既往の地震とその被害

名張市に關係のあった地震の被害は、概ね次のとおりである。

1 伊賀上野地震（1854年）伊賀・伊勢・大和及びその隣国、M=7.0~7.5

伊賀上野・四日市・奈良・大和郡山付近で被害が大きい。

伊賀で死者625人、負傷者994人、家屋倒壊2,270戸、蔵の倒壊306戸

2 東南海地震（1944年）東南海沖、M=8.0

震源が熊野灘沖約20kmと近くであったため、直接的被害も大きいものであった。

県内で死者389人、負傷者608人、家屋の全半壊5,837戸

3 南海地震（1946年）南海道沖、M=8.1

震源は潮岬南方約50kmの地点であったため、東南海地震に比較して被害も少なかった。

県内で死者11人、負傷者35人、家屋の全半壊157戸

第5節 地震の被害想定（震災）

第1項 基本的な考え方

本市に被害を及ぼすと考えられる地震は、南海トラフを震源とし、広域的な被害を特徴とするプレート境界型地震及び地殻上部の活断層を震源とし、局所的な被害を特徴とする内陸直下型地震である。

そこで、地震については、平成18年3月に発行された「三重県地域防災計画被害想定調査データブック」等をもとに、本市にとって大きな影響を及ぼす可能性のある以下のケースを想定し、計画を行うものとする。

第2項 地震の想定

1 プレート境界型地震(中央防災会議モデル)

- (1) 東海地震・東南海地震・南海地震 (M8.7) が同時に発生する場合
- (2) 東海地震 (M8.0) が単独で発生する場合
- (3) 東南海地震 (M8.1) 発生後、南海地震 (M8.4) が数時間～数十時間程度の時間差で発生する場合

2 内陸活断層による地震

- (1) 布引山地東縁断層帯西部 (M7.4)
- (2) 布引山地東縁断層帯東部 (M7.6)
- (3) 頓宮断層 (M7.3)
- (4) 木津川断層帯 (M7.3)
- (5) 名張断層帯 (M7.3) [推定活断層]

第3項 プレート境界型あるいは内陸活断層の地震の発生確率

断層帯名または地震名	地震発生確率	
	30年以内	50年以内
東海地震	87% (参考値)	—
南海地震	60%程度	80～90%
東南海地震	70%程度	90%程度以上
頓宮断層	1%以下	2%以下
木津川断層帯	ほぼ0%	ほぼ0%
布引山地東縁断層帯西部	ほぼ0%～1%	ほぼ0%～2%
布引山地東縁断層帯東部	0.001%	0.002%
名張断層帯 [推定活断層]	長期評価の対象外	長期評価の対象外

(地震調査研究推進本部)

第4項 被害の想定

「三重県地域防災計画被害想定調査データブック」（平成18年3月）による本市の被害想定の概要是、次のとおりである。

想定地震	震 度	全壊・焼失 棟数 (棟)	半壊棟数 (棟)	死亡者数 (人)	負傷者数 (人)	避難者数 (人)
名張断層帯〔推定活断層〕	6強	925	2,135	27(冬の5時)	308(冬の5時)	909(冬の18時)
木津川断層帯	5強	64	148	5(冬の5時)	13(冬の5時)	22
頓宮断層	5弱	42	101	3(冬の5時)	8(冬の5時)	8
布引山地東縁断層帯西部	5弱	14	35	1(冬の5時)	2(冬の5時)	—
布引山地東縁断層帯東部	5弱	32	77	3(冬の5時)	5(冬の5時)	2
東海・東南海・南海地震	5弱	53	104	4(冬の5時)	7(冬の5時)	17
東南海地震の数時間後~數十時間後に南海地震	5弱	50	92	3(冬の5時)	6(冬の5時)	17

※想定時間帯は、市民の生活行動を顕著に反映し、被害が甚大となると想定される時間帯を考慮する。

第6節 震災に関する調査研究の推進（震災）

第1項 基本的な考え方

震災は、複雑多様であり、かつ同時に広域にわたって大規模な被害を生ずる。このような震災に対して総合的、計画的な防災対策を推進するためには、災害要因の研究、被害想定等を行い社会環境の変化に対応した防災体制の整備が必要となるので、防災関係機関は相互に連携協力しながら次の各種の調査研究を実施し、その成果を積極的に地震防災対策に取り込み、充実を図っていく。

- (1) 地震時の地盤性状に関する調査研究
- (2) 建築物、土木構造物等の耐震性に関する調査研究
- (3) 地震時のライフラインの影響に関する調査研究
- (4) 公共施設の耐震性に関する調査研究
- (5) 地震に伴う社会心理に関する研究
- (6) 人的被害及び避難に関する研究
- (7) その他地震防災に関する研究